

平成28 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成28 年 5 月 30 日（月）

機会振興会館 6-66 会議室

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 阿波参事官

御紹介にあずかりました警察庁の阿波と申します。御案内のとおり、犯罪被害者等施策に関する総合調整の業務が4月1日に内閣府から国家公安委員会・警察庁に移管されました。警察庁では、この移管を受けた業務を担当する部署として犯罪被害者等施策担当参事官室が新設されておりまして、私はその参事官としての職務を担当するという事と、この4月に着任いたしました。この参事官室が都道府県知事部局や政令指定都市のカウンターパートとして皆様とのやりとりをさせていただくこととなりますので、どうぞ今後もよろしくお願いいたします。

私からは、「地方公共団体における被害者支援体制等について」というテーマで、お手元の資料2に沿って御説明させていただきます。各スライドの右下に小さく番号が振っておりますので、まずスライド2を御覧ください。第3次犯罪被害者等基本計画の決定についてであります。この第3次基本計画は今年の4月1日に閣議決定されました。計画期間は今年の4月1日から5か年で、具体的な施策の数は261となっております。制定までの状況ですとか、あるいは第3次基本計画の具体的な内容につきましては、これまでの会議や連絡会で皆様に御説明させていただいたところでありまして、この確定した第3次基本計画の全文が警察庁のホームページ上で閲覧・ダウンロードできるようになっておりますので、是非御参考にしていただきたいと思います。

次に、スライド3を御覧ください。犯罪被害者等基本法5条では地方公共団体の責務が規定されております。この規定を踏まえまして、第3次基本計画におきましても地方公共団体に関連した施策が複数掲げられているところでありまして、この地方公共団体に関連した施策の進捗状況につきましては、例年皆様の御協力を頂いて調査を行っているところでありまして、今年もお忙しい中御協力いただきまして誠にありがとうございました。今日はこの平成28年4月1日現在の最新の調査結果につきましては、第3次基本計画における施策の内容と併せて幾つか御紹介をさせていただきます。

まず、スライド4、施策主管課と総合的対応窓口についてであります。施策主管課の確定と総合的対応窓口の設置につきましては以前から皆様をお願いをしているところでありまして、第3次基本計画下でも引き続き施策として盛り込まれております。

スライド5が施策主管課の確定状況についての数字です。都道府県・政令指定都市では、以前の調査においても100%確定した状況にあったんですけども、市区町村につきましては、今回の調査で初めて1721市区町村の全てにおいて施策主管課が確定したという結果になりました。

次に、スライド6が総合的対応窓口の設置状況についてです。市区町村では、昨年度から

6.7 ポイントアップしまして、96.7%の市区町村で総合的対応窓口が設置されるに至りました。

スライド7がその都道府県別の数字です。この一番濃い青色になっている都府県では100%の市区町村で総合的対応窓口が設置されたという状況になっております。

スライド8が昨年度の調査での状況でして、こちらと比較しますと更に設置が進んだということが分かります。これで設置率100%まであと一息というところまでできましたので、近い時期に100%の達成ができるように引き続き御尽力をお願いいたします。また、設置が行き届いたとなりますと、やはりその中身の充実ということが更に重要になってまいりますので、その点につきましても併せて積極的な取組をお願いしたいと思います。

続きまして、スライド9、条例の制定等の促進についてです。条例の制定等については、第2次基本計画では具体的な施策としては盛り込まれておりませんでした。これは、条例は飽くまで地方議会において制定していただくものであるという地方自治の尊重という観点に基づいてのことであったというふうに理解をしております。とは言いましても、地方における被害者支援を推進する上では、やはり条例等は重要な意味を有するところとして、そこで第3次基本計画では条例の制定や計画・指針の策定状況について警察庁から適切に情報提供を行うという施策を盛り込みまして、これを通じて地方自治を尊重しつつ、地方における犯罪被害者支援を進めていこうということにしております。

スライド10が条例制定の状況についての数字です。この数字には被害者支援に特化した条例だけではなくて、いわゆる安全・安心まちづくり条例の中に規定を盛り込んでいるものなども含まれております。制定率を見ますと、都道府県では57.4%、政令指定都市では45%、市区町村では21.4%となっております。この数字につきましても第3次基本計画下で更に押し上げていきたいと考えているところでございます。条例の制定について検討中であるという自治体の方は、後日でも個別に御相談いただければ、例えばこういった条項を設けてはどうだろうかといったアドバイスですとか、他の自治体での実情等についても情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、是非御相談をいただければと思っております。

続いて、スライド11が見舞金制度などについてです。見舞金制度につきましても、第3次基本計画においても導入を要請するとされているところでございます。

続いて、スライド12が見舞金制度・貸付金制度の導入状況についての数字です。見舞金制度又は貸付金制度のいずれかが導入されている自治体ということでカウントしております。まだまだ導入している自治体は少ないというのが実情です。ここは財政的な問題がもちろんあるかとは思いますが、見舞金制度を導入している自治体では、死亡の場合ですと30万円、全治1か月以上の傷害の場合は10万円というところが多いということも御参考にしていただきまして、是非導入を検討していただければというふうに考えております。

続きまして、スライド13は中長期的な居住場所の確保についてであります。第3次基本

計画においても、警察庁において地方公共団体に対する啓発・情報提供を行うという施策が盛り込まれております。

続いて、スライド 14 が公営住宅等への入居に際しての配慮の状況についての調査結果です。昨年度に比べまして若干増加したという結果が出ております。

市区町村における配慮の具体的内容というのがスライド 15 に記載してあります。抽選によらず入居できるようにするといったものを始め様々な配慮の方法があるわけですが、ここは地方の実情に応じた形で御配慮をいただければというふうに考えております。

御協力いただきました調査結果の御紹介は以上になります。これらの調査結果につきましては、本年度の犯罪被害者白書に掲載をしまして 5 月 20 日に閣議決定をしたばかりでして、こちらは警察庁のホームページ上で全文公開しております。製本版の白書につきましては今後御担当者様宛てに発送する予定としております。また今回の調査では、全国の市町村の施策担当窓口、総合的対応窓口の部署名や連絡先についても伺ったところです。これはコンタクトポイントを一覧にまとめることで、地方公共団体をまたいでの連携協力体制を構築することを促進するためのものということでございまして、こちら資料を整え次第、皆様に御提供したいというふうに考えております。

続きまして、今年度の警察庁の事業についてです。これまで内閣府におきまして体制整備促進事業や犯罪被害者週間事業を行っておりましたが、スライド 16、17 にありますとおり、警察庁でも引き継いで実施する予定としております。これらの事業につきましては来年度も実施したいと考えておりますので、是非積極的に手を挙げていただければと考えております。

続きまして、スライド 18、海外での犯罪被害者等に対する経済的支援について御紹介いたします。昨年の会議等で、海外で犯罪被害を受けたケースで弔慰金を出すという法案があるものの成立には至っていないということを内閣府から御説明させていただいたところかと思えます。その後、本国会で進展がございまして、議員立法として再度法案が提出されまして、この 5 月 19 日に衆議院において可決されました。国会の会期は 6 月 1 日までなんです。今後参議院で可決・成立する可能性もあるという状況です。具体的な内容はそこに書いてありますとおり、国外犯罪行為によって死亡した方の御遺族に 200 万円、障害等級 1 級相当の障害が残った場合には 100 万円を弔慰金として支給するというものでございます。こちら、地方公共団体の皆様に直接支給手続に関与していただくというものではございませんが、犯罪被害者等に対する経済的支援の一つということで把握しておいていただければと思います。

最後に、スライド 19 に、当参事官室のホームページアドレスとフェイスブックアカウントについて記載させていただきました。業務移管に伴いまして、犯罪被害者等施策に関する内閣府のホームページは警察庁のホームページ内に移転しております。自治体によっては以前の内閣府のアドレスにリンクを張っていただいたままになっているところもあるので、修正をお願いできればと思っております。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。